

小金井市立学童保育所運営業務委託に係る質問と回答

No.	質問事項	概要	質問	回答
1	業務委託仕様書に関すること (みどり)	指導員の配置について	「みどり学童保育所仕様書(案)」P1の3.イに事業実地場所があり「暫定第3学童は緑児童館または緑小学校等」となっておりますが、示された施設以外での運営となった場合に第1、第2と同等の責任者の配置は必要となりますか。また、必要となる場合には委託費の増額はありますでしょうか。	暫定第3学童は、緑児童館または緑小学校等となっております。現状は、暫定第3学童を開設している所では、別途責任者の配置は求めておりませんので、増額は無いものと考えます。
2	業務委託仕様書に関すること (みどり)	児童数の見込み及び人件費や保育場所の確保等について	「みどり学童保育所仕様書(案)」P2～3の4.に「対象及び基準定員(3)入所児童数等」があり、令和7年度の見込み入所者数が180名となっておりますが定員は120名となっております。どこまで受け入れるのか。人数の受け入れ基準はどのようになっているのか。また、R3年度～R7年度の人数が示されているが、R7年度以降の見込み人数と、さらに増加する場合の人件費や保育場所の確保等はどのように考えているのかを教えてください。	小金井市立みどり学童保育所運営業務委託仕様書P3、4対象及び基準定員(4)「入所承認する児童について」にあるとおり、市では申請期間内に入所要件を満たした申請がされた場合は、基準定員を超えて入所の承認をしているので、入所承認した児童数を履行期間中の受入上限としております。R7年度以降の見込みとしては、仕様書に記載のある180名を目途として受け入れを考えております。R8年度以降にそれ以上の申請があった際は、別途協議をすることとしております。今後の保育場所の確保については、緑児童館や緑小学校での保育をメインで考えております。それ以外の場所については、現在調整中となっております。
3	業務委託仕様書に関すること (みどり)	受入れ上限について	「みどり学童保育所仕様書(案)」P3の(4)に「入所承認する児童について」に、「市が緊急要件として認めた者は入所者数に関わらず入所を承認する」とありますが、基準定員を大幅に超過している中でどこまでの受け入れを考えているのかを示していただきたい。	質問②の回答にあるとおり、仕様書に記載のある180名を目途として受け入れを考えております。R8年度以降にそれ以上の申請があった際は、別途協議することとしております。
4	業務委託仕様書に関すること (みどり)	指導員の配置について	「みどり学童保育所仕様書(案)」P7～9の9.職員の配置及び資格等について「(2)職員配置基準職員の配置基準について1～100名までで指導員(常勤)2名以上」となっております。暫定第3は40名までで指導員(常勤)2名となっております。60名の差があるが同数となっている人数の配置に対しての根拠を示してほしい。	本体の配置基準では、「1～100名までで指導員(常勤)2名以上及び指導員3名以上」の合計5名以上となっております。 一方、暫定第3は、「40名までで指導員(常勤)2名以上及び指導員2名以上」の合計4名以上となっております。常勤のみで比べてしまうと同数ですが、指導員数での配置の差がございます。 直営指導員の配置基準を参考に仕様書に反映させております。 【直営配置基準】 本体100名までは、正規3名、会計年度任用職員(月額)2名、会計年度任用職員(時間額)1名。 暫定第3は、正規2名、会計年度任用職員(月額)1名、会計年度任用職員(時間額)1名の基準があり、それを参考としているためです。
5	業務委託仕様書に関すること (みどり)	修繕について	P7「施設の安全管理」で「修繕を必要とするものは委託者に報告すること」とありますが、安全管理のためにすぐにご対応していただけると考えてよろしいでしょうか。	修繕は、各所ごとに内容が異なっております。緊急度が高く必要なところから対応させていただいております。

No.	質問事項	概要	質問	回答
6	実施要領に関すること (まえはら)	雇用の継続性の確保等について	P9(4)③「雇用の継続性の確保等について」 現在勤務されている職員の雇用条件等、可能な範囲でご教示ください。 (役職別平均時給や雇用人数、社会保険加入人数、賞与の有無など)	委託事業者(法人)で雇用しているため、市では職員の雇用条件等までは把握しておりません。把握している限りの配置人数では、6月現在正規職員3名、常勤職員4名、非常勤職員7名です。
7	実施要領に関すること (まえはら)	間食(おやつ)について	P8(1)⑤間食(おやつ)について 運営基準保育内容、マニュアル等に市販のものだけでなく、手作りの物なども織り交ぜること、調理・配膳・片付けを指導員が実施することなど記載されていますが、手作りおやつの提供は必須でしょうか。	必須です。業務マニュアルや運営基準に「おやつのメニューは、市販のものだけでなく、季節やお誕生日会などの行事に応じた手作りおやつを指導員が調理し、子ども達の心に届くように創意工夫しています。」とあるとおり、少なくとも週に1回は提供頂ければと考えています。
8	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	平均利用人数について	延長保育時間および土曜日の平均利用人数を教えてくださいませんか。	【令和5年度実績】 まえはら学童保育所(令和5年4月1日現在児童数146名) (延長登録人数)月平均21人 (土曜日利用人数)一日あたり平均8人
9	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	電話機器の準備について	仕様書(案)P.12~13に 「(2)委託者が負担するもの」として「③電話代(固定電話・携帯電話)」の記載がございますが、別紙1に記載がなければ受託者が準備する認識で相違ございませんでしょうか。	電話機器については委託者負担となります。追加で機器が必要な場合は別途協議となります。
10	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	医薬品の購入について	仕様書(案)P.12~13に 受託者が負担するもの、委託者が負担するものにいずれも「医薬品購入費」の記載がございますが、医薬品を購入した場合はどちらの負担になりますでしょうか。	記載誤りになります。医薬品については受託者負担になります。
11	実施要領に関すること (まえはら)	企画提案書の文字のポイントについて	実施要領 P.6「11. 企画提案書等の提出 (1)提出書類「企画提案書」」について 「12 ポイント」との指定がございますが、タイトルや添付イラストの文字サイズを指定サイズより大きく(または小さく)することは認めていただけますでしょうか。	タイトルや添付イラストの文字サイズを指定サイズより大きく(または小さく)することは問題ございません。
12	実施要領に関すること (まえはら)	プレゼンテーションについて	プレゼンテーションについて、「提出した書類を用いて」とありますが、新たにプレゼン資料を作る事は不可なのでしょうか、ご教示ください。	提出した書類を用いてプレゼンテーションをお願いいたします。

No.	質問事項	概要	質問	回答
13	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	光熱水費について	光熱水費など継続してかかっている費用について、過去の金額を提示して頂く事は可能かご教示ください。	光熱水費は委託者(市)負担になります。
14	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	シフトについて	現在運営している業者の平日・短縮授業・土曜・長期休暇のシフトをご教示ください。	別添のとおりとなります。
15	業務委託仕様書に関すること (まえはら)	駐車場について	仮に職員が車での通勤を希望した場合、学校等でお借り出来る駐車場(優良もしくは無料)はありますでしょうか。	まえはら学童保育所及び前原小学校敷地内に学童職員が利用できる駐車スペースはございません。
16	実施要領に関すること (全所)	処遇改善分について	実施要領P6「6 プロポーザル日程について「処遇改善事業にかかる契約(別途契約)」とあるが、処遇改善分は本契約の中には含まれないのか。	別途契約は行いません。本契約に含みます。